

○水質検査の実施状況と措置(年1回以上測定) [規則第4条の7第4号ニ及びホ]
一般廃棄物最終処分場地下水分析結果(旧最終処分場)

水質の区分	地下水		基準値 (廃掃法技術上の基準) (1リットルあたり)
	上流	下流	
採取場所の略称			
採取年月日	7月9日	7月9日	
分析結果が得られた日	7月31日	7月31日	
単位	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	
アルキル水銀	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	0.0001未満	0.0001未満	0.0005mg以下
カドミウム	0.0003未満	0.0003未満	0.01mg以下
鉛	0.001未満	0.001未満	0.01mg以下
六価クロム	0.002未満	0.002未満	0.05mg以下
砒素	0.001未満	0.001	0.01mg以下
全シアン	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.03mg以下
テトラクロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.01mg以下
ジクロロメタン	0.0002未満	0.0002未満	0.02mg以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg以下
1, 2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.004mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.1mg以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.04mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	1mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.006mg以下
1, 3ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg以下
チウラム	0.0005未満	0.0005未満	0.006mg以下
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg以下
チオベンカルブ	0.0005未満	0.0005未満	0.02mg以下
ベンゼン	0.0002未満	0.0002未満	0.01mg以下
セレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg以下
1, 4-ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.05mg以下
塩化ビニルモノマー	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg以下
異常の有無	なし	なし	
講じた措置の内容	-	-	

※不検出とは、定量下限値を下回ることを意味する。

アルキル水銀の定量下限値は0.0002mg/ℓ、
全シヤンの定量下限値は0.1mg/ℓ、
PCBの定量下限値は0.0002mg/ℓである。

一般廃棄物最終処分場放流水分析結果(旧最終処分場)

水質の区分	放流水		基準値 (廃掃法技術上の基準) (1リットルあたり)
	7月9日	1月14日	
採取年月日	7月9日	1月14日	
分析結果が得られた日	7月31日	1月30日	
単位	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	
pH値	7.6	7.8	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	0.9	0.5未満	60mg以下
浮遊物質量	1未満	1未満	60mg以下
化学的酸素要求量	8.1	8.1	90mg以下
n-ヘキサン抽出物(鉱油類)	0.5未満	0.5未満	5mg以下
”(動植物油脂類)	0.5未満	0.5未満	30mg以下
フェノール類	0.1未満	0.1未満	5mg以下
銅	0.01未満	0.01未満	3mg以下
亜鉛	0.01未満	0.01未満	2mg以下
溶解性鉄	0.2未満	0.2未満	10mg以下
溶解性マンガン	0.085	0.050	10mg以下
クロム	0.01未満	0.01未満	2mg以下
フッ素含有量	0.2未満	0.2未満	15mg以下
大腸菌群	0	0	3000個/cm3以下
窒素含有量	18	22	120mg以下
燐含有量	0.014	0.007	16mg以下
水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.005mg以下
アルキル水銀	不検出	不検出	検出されないこと
カドミウム	0.001未満	0.001未満	0.1mg以下
鉛	0.005未満	0.005未満	0.1mg以下
六価クロム	0.01未満	0.01未満	0.5mg以下
ヒ素	0.005未満	0.005未満	0.1mg以下
シアン	0.1未満	0.1未満	1mg以下
PCB	0.0002未満	0.0002未満	0.003mg以下
有機リン化合物	0.01未満	0.01未満	1mg以下
トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.3mg以下
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.1mg以下
ジクロロメタン	0.0005未満	0.0005未満	0.2mg以下
四塩化炭素	0.0005未満	0.0005未満	0.02mg以下
1, 2-ジクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.04mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	1mg以下
cis-1, 2-ジクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.4mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	3mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.06mg以下
1, 3ジクロロプロペン	0.0005未満	0.0005未満	0.02mg以下
チウラム	0.005未満	0.005未満	0.06mg以下
シマジン	0.002未満	0.002未満	0.03mg以下
チオベンカルブ	0.003未満	0.003未満	0.2mg以下
ベンゼン	0.0005未満	0.0005未満	0.1mg以下
セレン	0.002未満	0.002未満	0.1mg以下
ほう素及びその化合物	0.3	0.4	50mg以下
アンモニア・アンモニウム化合物 ・亜硝酸化合物・硝酸化合物	14	15	200mg以下
1, 4-ジオキサン	0.005未満	0.005未満	10mg以下
異常の有無	なし	なし	
講じた措置の内容	-	-	

※不検出とは、定量下限を下回ることをいう。

アルキル水銀の定量下限値は0.0005mg/ℓである。